

だが同じく農奴制とはいえ、ロシアとプロイセンとではその基本的性格にかかわる相違もみられた。それは、例えば、領主による農民労働のギリギリの収奪によって、国家の主要な担税民であるのみならずその常備軍兵士の供給源でもある村・農民の零落という事態の処理に最も端的にあらわれた。ロシアのピョートル大帝は、農民の租税すなわち人頭税の支払いと兵役の義務の遂行をその領主に押し付けることによってこの問題を解決した。したがってロシアでは農民の収奪をめぐる君主と貴族とのあいだの対立は生まれなかったのである。他方、プロイセンの歴代の君主、すなわちフリードリヒ・ヴィルヘルム1世も2世もその「農民保護」立法に示されるように、領主による恣意的な収奪が兵士の供給に支障をきたすことを恐れていた。だが「農民保護」は王領地ではともかく、貴族の私領に及ぶことはなかった。農民の賦役についてプロイセンでは週3、4日に制限するよう指示されたのに対して、ロシアでは如何なる制限もみられなかったことも恐らくこの問題と関連があるだろう。以上のように、農奴制の理解は単に領主たる土地貴族と農民との関係だけでは不十分であり、貴族と王権並びに農民と共同体の関連をも視野に入れて考えなければならぬと思われる。

エルベからウラルまで3世紀以上にわたって存続した農奴制は、スミスが言うような「いまなお」残存しているものでも、エンゲルスの言う「再版」でもなかった。それが東欧にとって最初の、新しい現象であったという点については最近の研究者の意見はほぼ一致している。初期近代の東欧に生まれ広がったこの制度は、上に指摘したような農民の「不安定な土地保有権」や過重な諸負担・賦役のために、増産のためのインセンティブを引き出すことができず、結局は技術的後進性につながっていった。それに対する外からの、最初の批判が先進諸国の植民地の奴隷制度をめぐる論争の副産物として生まれた。はじめに引用したスミスの指摘もその一部であるが、その頃にはエルベの東でも発散的にせよ、改革への動きがみられた。その先頭に立ったのが、はるか東のロシアやプロイセンからやってきてグラスゴー大学のスミスの講筵に列なったことのある留学生たちであったことも付け加えておこう。

(一橋大学社会学部教授)

## イギリス保守主義の濫觴

The English conservatism in its earliest phase.

永井義雄  
NAGAI Yoshio

ジョン・シェビア (John Shebbeare, 1709-1788) は、有名ではない。この国で有名でないだけでなく、祖国イングランドにおいても有名ではない。二十世紀末の現在において有名でないというだけでなく、かれの生きた十八世紀において、もともとたいして知られてはいなかった。しかし、かれの当時に、かれが知る人ぞ知る人物であったことは確かのように思われる。そして、それは、dissenter (非国教徒) たち、とりわけそのうちの改革論者たちに対するかれの反対論のゆえであった。わたくしがシェビアに関心を抱いたのも、そのためであり、特にかれに Richard Price に対する反対論があるからであった。ちなみに、シェビアは、その政治的性格のゆえに、パークとかかわりを持つものだけれども、小松春雄『イギリス保守主義史研究——エドマンド・パークの

思想と行動——』(1961年, 御茶の水書房), 同『イギリス政党史研究——エドモンド・バークの政党史論を中心に——』(1983年, 中央大学出版部), 中野好之『評伝バーク——アメリカ独立戦争の時代——』(1977年, みすず書房), さらに岸本広司『バーク政治思想の形成』(1989年, 御茶の水書房)のいずれにおいても, 視野の外に置かれている。わたくしが注目したのも, そんなに古いことではない。おそらく, 1989年秋にわたくしが「フランス革命の思想的衝撃」と題された社会思想史学会のシンポジウムで触れたのが, この国で最初の言及であろう(永井義雄「希望と幻滅——イギリスがフランス革命から学んだもの」『社会思想史研究』第14号, 1990年, 32ページ)。

シェビアは, 事務弁護士兼穀物仲買人の子として, デヴォンシャーのエクセターに生まれた。幼い頃, そこのザクライア・マッジ (Zachariah Mudge, 1694-1769) のfree schoolに学んだ。人づきあいの悪いことと文学好きとで目立ったと言われる。

ザクライア・マッジは, 肖像画家として十八世紀においては最も有名なサー・ジョシュア・レンルズ (Sir Joshua Reynolds, 1723-92) 家と親交を長く持っていた。マッジは, 16才から19才にかけて3年間, ジョウジフ・ハリット (Joseph Hallett III, 1691?-1744) のよく知られた学校に学んでいる。以上すべての人びとがデヴォンシャーの出身である。マッジはしかし, 非国教徒の学校に学んだけれども, 18世紀の20年代に国教会に転じた。かれの説教はあまり実際的ではないと言われた (Dr. Johnson) けれども, ずっと後になってもチャタム伯の愛読書の一つであり, オクスフォードで読みつがれた。1739年に自選の説教集を編んでいる。そのうちの1つ, 「統治の起源と義務 (The origin and obligations of government)」を1793年にバークが, 反ジャコバン思想の典型として再刊している。バークは, レンルズの家でマッジに会ったのだった。

シェビアがマッジに学んだのはいつ, どこにおいてであったか, はっきりしないところがあるけれども, おそらくマッジが国教会に転ずる以前であったと思われる。1717-18年の冬にマッジは, エクセターを離れてしまうからである。もっとも, エクセターを離れる前のマッジは, レンルズ家の営む学校の教師を勤めていたという記録があって, みずからfree schoolを営んでいたのがいつであるか, はっきりしない。

シェビアは, 16才で外科医の修業に入り, やがて自立し, 1736年にはブリストルに移った。1752年パリに赴き, Academy of Sciencesのメンバーとなっている。政治的パンフレット作家となるのは, 1754年で, 最初は小説の形で議会对批判した (*The marriage act*, のちに *Matrimony* として1755年と1766年に再刊)。残念ながら, 当センターはまだこれを購入していない。この小説が政治的であるのは, 当時, 改革を推進していたLord Hardwickの政敵 Duke of Bedfordに捧げられていることで分るのであろう。シェビアは, この作品によって投獄される。

1755年から1770年にかけて, 8つのパンフレット, しかし主として1755年から1758年にかけて, そのうちの7つを書く。これらは, いずれも「イングランド国民に」宛てられており, 一貫して反ウィグ政権の姿勢を鮮明にしたものである。時論として何を論じたかは, タイトルに示されているから, 以下にタイトルを掲げる。( )内にあるのは, 当センター所蔵の6つのパンフレットの分類番号である。ただ, これらのパンフレットのドキュメンテーションには分らないことが多い。BMカタログとNUCとで, またNUC自体において, 版を示さずにタイトルが微妙に違うものがあるけれども, 今は問わないことにせざるを得ない。Goldsmiths=KressやSabineの所蔵書目は書誌的にはあまり参考にならない。

## I (第一書簡)

*A letter to the people of England. Letter I. On the present situation and conduct of national affairs*, London 1755. [NUCによれば、第2版も1755年刊、第3版以降は1756年刊で、第6版まで知られている。第4版でfirstがタイトルの最初に付加されるようである。]

*A first letter to the people of England, on the present situation and conduct of national affairs*, 4th ed., London 1756. (貴A-712)

\_\_\_\_\_, 6th ed., London 1756. (貴A-649) [ただし、この第6版というのは第一、第二、第三書簡の合冊本につけられた版数であって、うえの第6版と違うのではないかと思う。NUCの記録する第6版は合冊本であることを述べていないからである。]

## II (第二書簡)

*A letter to the people of England. On foreign subsidies, subsidiary armies, and their consequences to this nation*, London 1755. [NUCは、このタイトルの書物を全く記録しておらず、すべてsecondを含むタイトルになっている。しかし、当センターはsecondを含まないタイトルの第2版を所蔵する。(貴A-B35)]

*A second letter to the people of England*,…… [NUCはこのタイトルの第4版、1756年刊までを記録する。当センターは第4版を所蔵する。(貴A-712) NUCによれば、第3版は、1755年刊に32pp.のものと56pp.のもの二種、それに1756年刊の全部で三種があることになっている。当センターの(貴A-649)は第6版と称する合冊本である。]

## III (第三書簡)

*A third letter to the people of England, on liberty, taxes, and the application of public money*, London 1756. [NUCによれば、初版には二種がある。34pp.のものと60pp.のもので、第2版は60pp.になっている。第4版までが記録されており、すべて1756年刊である。当センターは、34pp.の初版を2冊、60pp.のものと第4版(64pp.)とを各1冊、それに合冊本中の1冊を所蔵する。(Franklin 7551, 7552. 以上34 pp. Franklin 7554は60pp. 貴A-712は第4版。貴A-649は合冊本)]

## IV (第四書簡)

*A fourth letter to the people of England. On the conduct of the Ministers in alliances, fleets, and armies, since the first differences on the Ohio, to the taking of Minorca by the French*, London 1756. [NUCには、1756年刊の第6版までが記録されている。これは、七年戦争に関連していることが明白に読み取れる。ケベックへの流刑問題、アメリカ・インディアンとの貿易などが論じられている。当センターは二種所蔵する。貴A-649は先行三書簡の合冊本(合冊本として第6版と思われる)に合冊されてはいるが、これは後年の所蔵者による合冊らしく、第四書簡としては初版のようで、扉裏の正誤表は、第二版(貴A-712)ではなくなって、本文は誤植が訂正されている。初版も第二版も、誤植とその訂正以外には違いはなく、ページ数(111pp.)も同じである。しかし、Franklin 7553は、1756年刊と記されているものの、版数の記載がなく、ページ数43pp.の異種である。NUCにも、版数の記載がなく、ページ数が49pp. 56pp. 69pp. 80pp. (いずれも1756年刊で、大きさも19cm~20 $\frac{1}{2}$ cm)とさまざまな異種が記録されている。NUCで版の明示があるのは、当センター所蔵のFranklin 7553と同じ第二版(i+111pp. 20cm)である。]

## V (第五書簡)

*A fifth letter to the people of England, on the subversion of the constitution; and the necessity of it's being restored*, London 1757. [NUCは、版の明示のない三種を記録する。いずれも1757年刊である。62pp. 19cm ; 99pp. 21.5cm ; 199pp. 8°。第二版と明記されているものも1757年である。当センターは第二版を所蔵する。(貴A-649, iv+99pp.)は、NUCの記録する第二版の一つと同じであるが、NUCはもう一つの第二版(121pp. 20cm)を記録する。]

#### VI (第六書簡)

*A sixth letter to the people of England, on the progress of national ruin; in which it is shewn, that the present grandeur of France, and calamities of this nation, are owing to the influence of Hanover on the Councils of England*, London 1757.

[シェビアの問題意識が端的に表われた作である。NUCでは、版次の記載のないものが4点あり、そのうち3点は1757年であるが、56pp. 18cm ; 121pp. 22cm ; 121pp. 19cmとすべて微妙に違う。最後のものは製本のさいに小さくなったと考えられなくはないが、今は分らない。もう一点は1758年(80pp.)であるけれども、第二版、第四版と明示されているものも、1757年刊である。当センターの蔵書も第二版(貴A-649)である。]

#### VII (第七書簡)

*A seventh letter to the people of England. Upon political writing, true-patriotism, Jacobitism and evil corrupt act*, London 1758. [NUCでは、二点が記載されている。1758年(59pp.)と1762?年(78pp.)である。この書物で、シェビアの反改革的、保守的性格は極端になった。この書物で起訴されることについては、後に述べる。]

#### VIII (第八書簡)

*An eighth letter to the people of England, on the power of disqualification in the Commons, in which it is shewn, that the subject is not sufficiently understood by those who have written either side of the question*, London 1770. [NUCはこれ以外のものを記載していない。]

シェビアの書簡体政治パンフレットは、これ以外にもあるし、これらのうちフランス語、ドイツ語に訳されたもの、またこれらに関連したシェビア批判のパンフレットなど、書誌的にはまだ挙げるべきことは多いが、割愛する。ただ一つ、パークに関連した書物のみ、挙げる。これも残念ながら当センターはまだ入手していない。*An answer to the printed speech of Edmund Burke, Esq. spoken in the House of Commons, April 19, 1774. In which his knowledge in polity, legislature, human kind, history, commerce and finance, is candidly examined: his arguments are fairly refuted: the conduct of administration is fully defended, and his oratoric talents are clearly exposed to view. Addressed to the people of England*, London 1775. (2nd ed., London 1776. いずれもiv, 222pp.)ここにおけるパークの演説は、*Speech of Edmund Burke, Esq. on American taxation, April 19, 1774*, London 1775 [NUCは1774年のブリストル版を記しているが、どういうものか分らない。ロンドン版としては1775年が初版から四版までの刊年のようである。Menger, Eng. 218は初版, Franklin 3664は二版, Franklin 3668は四版である。ただしNUCは1783年の四版をも記している。]であって、tea duty撤回を主張し、イギリス政府がボストン港閉鎖行動に刑事罰を課すことと、マサチューセッツ憲章を無効とすることを決定したのに反対するものであった。シェビアは、これらのイギリス政府の政策に賛成であったから、シェビ

アとバークとが、政治的および思想的に一定のへだたりを有したことは間違いない。バークが周知のようにロッキンガム派ウィグであったのに対して、シェビアはウィグに一定の距離を置いていた。

最初の小説作品がDuke of Bedfordに捧げられたことは前に書いた。しかし、*Letters on the English nation*, by Batista Angeloni, a Jesuit resident in London, 1756という偽名の書物ではウィグの一領袖Duke of Newcastleを批判する。ここではボリングブルックがシェビアに思想的に大きい影を落している。1758年1月23日、シェビアは、その『第七書簡』のゆえに印刷者、出版者とともに、白紙逮捕状により拘留される。この時、審理に当るのがウィルクス事件の時のプラット判事（後のマンスフィールド卿）であるが、プラットはこの時には白紙逮捕状を無効とすることなく陪審に評決をゆだね、そのうえで罰金と三年の刑を七年の猶予つきで宣告した。亡くなった国王に対する風刺はほとんど反逆罪だとプラットは考えている。それにもかかわらず、やがてシェビアは、1764年、ジョージ・グランヴィルにより年200ポンドの年金が与えられるようにはかられ、それ以後シェビアは宮廷の擁護者になった。その前年、シェビアは、*The history of the excellence and decline of the institutions, religion, laws, manners, and genius of the Sumatrans, and of the restoration thereof in the reign of Amurath the Third*, London 1763, 2 vols. を書いている。これも、ボリングブルックの思想を借りてウィグを批判したものであった。だから、バークとは、はっきりと政治的には違うし、思想的にも、バークはボリングブルックの「愛国王」のような国王親政の古びた観念をその最初から超克している。バークの『自然社会の擁護 (*A vindication of natural society: or, a view of the miseries and evils arising to mankind from every species of artificial society. In a letter to Lord \*\*\*\**, London 1756)』のLord\*\*\*\*とは、ボリングブルックであって、当センター所蔵書 (Menger, Eng. 218) にはBolingbrokeと書き込みがある。(ただしおそらく、メンガーの筆跡ではない。) この書物は、ボリングブルックが腐敗したウィグ寡頭支配を「愛国王」により整序しようとしたのに対して、ボリングブルックの目指すいわば宮廷革命が政治と宗教との根幹を破壊することを説く。

バークが、政治的にロッキンガム派ウィグであったのに対して、シェビアの政治的位置はどのあたりにあったであろうか。シェビアに酷似した軌跡を現実の政治の舞台で、それも政治の表舞台の第一線で鮮明に描いたのは、第三代ビュート伯ジョン・スチュアート (Bute, 3rd Earl of, [John Stuart] 1713-1792) である。イートン校にHorace Walpole, fourth Earl of Orford, (1717-1797) と前後して学んだビュートは、ボリングブルックに傾倒し、国王親政論を皇太子の子供たちに吹き込み、また同じ教育目的のために、Sir William Blackstoneの『イングランド法注釈』のかなりの部分の草稿を、その刊行のかなり以前に入手して、教えた。国王をウィグ支配から解放して議会の上に置くことを政治理念とするビュートは、1763年には対仏講和を成立させ、成功に乗じて、ニューカースル、グラフトン、ロッキンガムを辞任に追い込み、ウィグ一掃に乗り出す。シェビアが年金を与えられた1764年は、ビュートの政治的影響力が頂点に達していた。七年戦争のパリ講和は、各界から不評で、1765年には政治力にかけりがさし始める。1778年、ビュートとチャタムとの和解は不調に終り、ビュートの政治生命の終りが確認される。シェビアは、このようなビュートと年金授受以外にかかわりを持った形跡はないけれども、ビュートに近い政治的、思想的軌跡を描いたと考えてよい。

## (2)

さて、プライス批判のシェビアの書は、次の通りである。タイトル中に、バークに対する態度

の変化を確認されたい。An essay on the origin, progress and establishment of national society; in which the principles of government, the definitions of physical, moral, civil, and religious liberty, contained in Dr. Price's Observations, &c. are fairly examined and fully refuted: together with a justification of the legislature, in reducing America to obedience by force. To which is added an appendix on the excellent and admirable in Mr. Burke's second printed speech of the 22nd of March, 1775, London 1776. 当センター所蔵は第二版（同年）で、以下、これによる。

まず、タイトル最初のnational society という表現に注目したい。プライスたちのロック主義者は、社会形成の基礎を自然人の契約に置くから、社会把握から民族的視点は欠落する。シェビアは逆に、この視点からのみ、社会を把握する。ブリテンの議会は、アメリカを含めた the national legislature (P. [1]) と呼ばれる。この「国民的立法府」がアメリカを含む以上、これとは別個の communities を作ることは unnatural opposition である。イングランドにおけるこの「不当な反抗」(rebellion とも言われる)の理論的代表がプライスと目されたのであろう。プライスがアメリカ独立を支持する理論的根拠とした四つの自由を論破するのがこの書物の主眼であった。以下、その主眼をごくかいつまんで紹介する。

プライスの順に従って、physical liberty がこう論駁される。人類は代々その生命を伝えるものだとすると、すべての個人に生存の faculties と rights とがあるけれども、前者はその energy と operation とにおいて制約があり、後者は誰にも得られるとは限らない。例えば、暗黒で見えず、遠い音は聞えず、意志に反する自然による力は身体の自由を奪う。捕えようにも魚や鳥は逃げる。「身体<sup>の</sup>自由は意志に一致して行為することではない」(p.10)と、プライスを否定し、「諸個人に与えられている自然的能力のさまざまな程度に応じて行為することである」と、シェビアは言う。つまり、意志の問題ではなく能力の問題に自由の焦点をずらして批判したのである。「人の意志に反する力、隷属状態に人を置く力こそが…自由の唯一の源泉である。」

moral liberty も同じである。食料をめぐる人間相互の争いから、tribes and nations が生じ、また同じ理由で tribes and nations が個人に分解する。reason は自己保存のためにここで登場し行為の規則を作る。そうだとすると、moral liberty とは、「観察と内省とにより実際に生じる正邪の普遍的確信に服するのを認めることではないであろうか。」(pp.15-8)

次いで、プライスの順が替えられて、civil liberty が論じられるが、religious liberty のあと再び civil liberty が論じられるので、civil liberty は二つに分けて議論されることになる。civil liberty の前半の論議は、上述の二つの自由の論議で、national society が人びとの natural and social rights の保持には不充分であることが分ったから、個人、種族、国家に共通感情、すなわち a national mind という個別意志の統一を作る必要があり、そのための制約が必要だと、シェビアは言う。a civil government がそれである。そして、人びとが nation に統合されると、個人の権利は the right of nation になる。プライスは、各人が自らにとっての立法者だと言うが、多数決の国民では、多数の意志は少数の意志に対立する力となり、少なくとも少数者は自由と言えないと、シェビアは批判する。いずれにしても、civil government は、「優れた英知に富む少数者」により作られるのであって、プライスの言うような「大衆に起源を持つはずがない。」authority なしには民衆は rabble に過ぎない。(pp.21-46)

宗教は、正しく行為することへの力であるから、一国の正しい統治と統合のためには、一王国に宗教が establish されるのが「便宜」である。シェビアはそれを a national religion と呼ぶ。

宗教が民衆を分裂させる時、力は弱まりもする。こう述べて、シェビアは、「真理、自由そして理性」というロック主義的キー概念を「有害」として斥けつつ、‘the utility…is the only proper test of their truth’ (p.52) と、功利主義的傾斜を示す。かれはここから、立法府による宗教に対する干渉を擁護し、暗に、宣誓法と自治体法との廃止を求める非国教徒の要求を拒否する。この宗教的自由については、シェビアは他のいずれの論点にもまして、ヒステリックですらある。プライス流に考えれば、親殺しも道徳的、宗教的自由の権利に基づき良心の決定に従ったとして、法により寛容されることになる、とさえシェビアはノンセンスを述べる (pp.61-63)。

以上を要するに、プライスの身体的自由によれば人は虎になり、道徳的自由により野獣になり、市民的自由により自由そのものがなくなる。そしてこれらが宗教的自由とあわさって、人を「権利なく所有なくまた良心のないあわれないやしい動物」にする (p.68)。

以上、四つの自由を検討した後、シェビアは、プライスの言う「市民的自由」、すなわち市民社会の自由 (独立) という問題に向う。結論を急ぎたいが、一つだけ、プライス批判で当たっている点に触れておきたい。プライスは、ブリテンを自由な国と考えるのだが、大多数の者が選挙権を持たないから自由ではないとも考えている。これは a slender selfcontradiction (p.75) だとシェビアは述べたのである。後にバークが、『フランス革命の考察』でプライスの選挙法改正論を批判するのと対比すれば、これは未熟な批判に過ぎず、政治思想としてバークにははるかに及ばないことを示している。

いずれにしても、統治が人民に根ざすというロック主義を否定して、主権は王権であると示唆しつつ、その根拠を民衆にない superior understandings に置く議論は、それ以前の「立法者神話」を継承しつつ、アメリカの独立革命とそれを支持する者たちとの理論に立ち向い、一切の改革の前に立ちふさがるものであった。アメリカ側の「代表なくして課税なし」という主張に対しては、Trecothick, Huske, Cruger という名前を挙げて、ブリテン議会で議席を有するアメリカ人の存在をもって、反論する。確かに、例えばクルーガー (Henry Cruger, 1739-1827) は、祖父以来のアメリカ在住者である。1774年選挙に際してプリストルから立候補し、‘Burke, Cruger and Liberty’ というスローガンでバークとともに議席を得たことで知られている。クルーガーは若い頃に祖父の地プリストルに戻り、アメリカ貿易を営んでいたものであった。後にはプリストル市長をも勤め、やがて再び独立後のアメリカに帰ってニューヨーク州上院議員にもなった。一定資格のアメリカ在住者がブリテン議会の有権者であったことは確かであるけれども、アメリカ人一般にそれが制度的に開放されていたわけではない。シェビアの論理はほとんどすべて、自分に都合な個別的事実の一般化に基礎を置いていたと言うことが出来る。しかし、この点では、さすがに論拠として薄弱であることをシェビア自身は、なかば自覚したらしい。投票のためにはイングランドに来なくてはならない不便があって、事実上アメリカ人有権者の権利行使は閉ざされていたから、シェビアにとって都合の悪いこの事実が仮に解消されて、アメリカ人有権者に「便宜」がはかられても、ニューイングランドの長老派は反抗するであろうと、かれは述べる。狐が鶏を盗み、狼が子羊を殺すのが innate and natural であるように、かれらにとって rebellion はそうなのだと、かれは論断した (p.94)。

この論断の以前には、さまざまな地域が一つの国家をなしている特徴を六つ列挙して、アメリカがブリテンの一地域であることを証明する努力を、シェビアはしている。しかし、たとえどんな論理を展開してみたところで、最後にこのように断を下すのならば、みずからの論証をみずから無にしている。保守であれ革新 (革命) であれ、事実と論理に立たない論難を前提に立論する

ことは無意味である。シェビアがこのような無意味に熱中したのは、チャタム伯を筆頭とするウィグ寡頭制に感情的に反発していたからである。そしてまた、反理性を公言するかれにとっては、ウィグの残したいわばつけのようなアメリカ問題はブリテンの秩序にとって破壊的であった。アメリカの分離と国内の改革を許してはならないというのがかれの立場である。それらは、ブリテンの分解を意味すると思われたからである。こうして、シェビアのプライス批判は、志の低い、卑しいものとなった。

プライスは、ブリテンがこれまでハノーヴァーに多くのものを与えたけれども、それだからといってハノーヴァーの内政に干渉する権利はブリテンにはないと言った（永井義雄訳『市民的自由』未来社、1963年、44ページ）。それからめて、シェビアはこう書いた。「言わせてもらうなら、あまりに多くのことがハノーヴァーのために行われて来たが、現治世ではない。以前の治世にウィグと非国教徒とがやったことだ。……ハノーヴァーはグレート・ブリテンの主権に服していない。事実それは、別の王の所領であり、まるで他人のもののようなものだ。ハノーヴァーのために行われたことはすべて条約に基づいたものであった。だから、わが国には法律を作ってハノーヴァーに与える権限はなく、それは日本に与える権限がないのと同じなのだ。」ハノーヴァー援助など余計なことをしたのは、ウィグと非国教徒であったと言うのである。日本はこの時、ハノーヴァー侯国との関連で、どのようにイメージされていたのであろうか。

シェビアの保守主義は、フランスとの国際競争の中でフランスに対する劣等意識（「第六書簡」参照）を基礎に、ウィグ寡頭支配に対する不満と反感とから徐々に醸成され、アメリカ分離の危機意識にりよ一層自覚的なものとなったように思われる。それ故、アメリカの分離独立を正当とするロッキアン達に対するシェビアの論難は、フランス革命の際のイギリスの危機意識としてのバーク達の保守主義に接続する。もっとも、アメリカの分離独立は、イギリスの憲政問題であるよりは、むしろ経済的利害得失の問題であったが、フランス革命は、イギリスにとって憲政問題、なかならず国教会制度の問題であった。これが、バークの論議を政治思想の高みに押し上げた。しかし、もっと民衆に近いレベルにおいては、やはり民衆に近く位置していたシェビアにもっと濃密に接続したのは、ジョン・リーヴズ（John Reeves, 1752-1829）であった。リーヴズが主宰した『自由と所有を守る会（The Association for preserving liberty and property, founded in 1792）』は、バークの議会内活動に呼応するかのような院外政治団体であって、フランス革命に対する危機意識の濃厚なイデオロギッシュなものであった。この組織が、1791年のバーミンガム暴動（J. プリーストリ〔Joseph Priestley, 1733-1804〕達に対する迫害事件）に接続して生じた類似のマンチェスター暴動（1792年12月11-12日）の裏にちらついているように思われる。父ピールと結びついた「マンチェスター自由・秩序・財産保全協会（The Association for preserving liberty, order and property in Manchester）」が、この暴動の教唆者であったことは今日では明白であり（永井義雄『環境形成論の形成環境』、ロバート・オウエン協会編『ロバート・オウエンと協同組合運動』家の光協会、1986年、94ページ）、そしてこのマンチェスターの「保全協会」とリーヴズの「会」とが無縁であったとは考え難いからである。

しかし、ジョン・リーヴズについては、稿を改めて述べたい。

（一橋大学社会科学古典資料センター教授）